

セルフチェックシート（居宅介護支援）

令和3年4月に改正された「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を含めて、特に注意が必要な項目は以下の通りです。必ずセルフチェックをお願いします。

以下に記載された事項を行っていない場合、運営基準減算となりますのでご注意ください。

No	確認事項（基準第4条関係）	チェック
1	指定居宅介護支援の提供の開始に際して、あらかじめ次の2～4の項目について、 <u>文書（重要事項説明書等）を交付して口頭で丁寧に説明を行い、利用者又はその家族の理解を得たうえで、署名をもらっている。</u>	<input type="checkbox"/>
2	重要事項説明書等に、『居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる』と記載してある。	<input type="checkbox"/>
3	重要事項説明書等に、『利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる』と記載してある。	<input type="checkbox"/>
4-1	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、特定の介護サービスや事業所に不当な偏りがないように、利用者に対し、次の①、②について、十分な説明を行い、理解を得ている。	<input type="checkbox"/>
4-2	① 重要事項説明書等に、『前6か月間に作成されたケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの占める割合』が記載されている。	<input type="checkbox"/>
4-3	② 重要事項説明書等に、『前6か月間に作成されたケアプランにおける、同一事業者によって提供された訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの占める割合』が記載されている。	<input type="checkbox"/>

《参照》

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日 厚生省令第38号）
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日 老企第22号）
- ・「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）